広報 あしや

Garden City Ashiya

臨時号

平成24年（2012年）6月15日発行

●発行/ 芦屋市役所
〒659－8501　兵庫県芦屋市精道町7番6号

6月は「環境月間」です

環境特集号

●問い合わせ

ごみの焼却・処分・持ち込み・リサイクル パイプライン	環境処理センター 施設担当	☎32-5391
ごみの収集	環境処理センター収集担当	☎22-2155
粗大ごみ受付	〃 予約センター	☎22-2166
環境衛生	環境課	☎38-2050
環境保全	〃	☎38-2051

芦屋川河畔

「再生資源の持ち去りを禁止する」条例を施行

問い合わせ　環境処理センター施設担当　☎32-5391

近年、市民の皆さんがルールを守って分別し排出された紙類や缶などの再生資源を、定められた集積場所から無断で持ち去る行為が多く発生しています。

再生資源は市や市民の皆さんにとって貴重なものであり、持ち去り行為は市民の皆さんの分別意識の低下などを招くことになり、ごみの減量やリサイクルの推進にも悪影響を及ぼします。

こうした背景があることから、市ではごみステーションなどの集積場所から再生資源を持ち去る行為を禁止する条例を、７月１日から施行します。

大切な再生資源のための新たなルール作り

7月1日から

市民の皆さんへ

持ち去り行為者を確認したときは、環境処理センター（施設担当）まで、次の情報をお寄せください。

①持ち去り行為があった日時・場所（ごみステーション等の所在地や目印等）

②持ち去った再生資源の品目（紙類・缶・ビン・ペットボトル）や量

③持ち去り車両等のナンバー・車種等の特徴（普通トラック・軽トラック・自転車・荷車付き自転車など）

④持ち去られるまでの状況

※市民の皆さんが、持ち去り行為者に直接注意をおこなったり、車両等を制止するなどの行為は、トラブルとなる恐れや危険を伴う場合がありますので、おやめください。

集団回収団体の役員のかたへ

市では、「集団回収」により回収される再生資源の集積場所である旨を表示する「再生資源集積場所表示票（プレート）」を作製し、集積場所にこのプレートを設置していただくよう、各集団回収団体に協力をお願いすることになります。

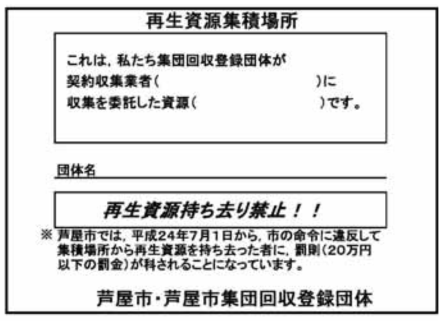

再生資源集積場所表示票（集団回収団体用プレート）

なお、「行政回収」の集積場所へのプレート設置は、市が行います。

今後の取り組み

条例施行後も、引き続き「再生資源集積場所表示票（プレート）」等の更なる設置や配布を行うとともに、職員等によるパトロールを実施し、持ち去り行為者を確認した場合は、当該者に対し警告書や禁止命令書の交付等を実施することになります。

市民マナー条例にご協力をお願いします

問い合わせ　環境課　☎38-2050

市民の皆さんの清潔で安全・快適な生活環境を守るため、市では「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」（通称「市民マナー条例」）を施行し、美しく住みやすいまちづくりに向けて取り組んでいます。

次の行為は、市民マナー条例で禁止されていますのでやめましょう

《市内全域の公共の場所等では》

■歩行中や自転車に乗車中の喫煙
歩行中や自転車乗車中の喫煙は、周囲にいるたばこを吸わない人にとって、大変な迷惑となります。また、手に持って歩く時のたばこの火は、ちょうど小さな子どもの顔の近くの高さになりとても危険ですので、絶対にやめましょう。喫煙するときは、周囲への配慮をお願いします。

■たばこの吸殻や空き缶などの投げ捨て
何気なく投げ捨てた、たばこの吸殻や空き缶などのごみは、勝手に消えることはありません。周辺のかたがたに迷惑となりますので、ごみは必ず決められた場所へ捨てましょう。

■飼い犬の放し飼いやふんの放置

■夜間（午後９時から翌朝午前６時まで）の花火

■落書き（他人が所有する建築物等への落書きも含みます。）

《特定の場所では》

■市内鉄道４駅（阪神芦屋駅・阪神打出駅・ＪＲ芦屋駅・阪急芦屋川駅）周辺の喫煙禁止区域での喫煙（違反者には、過料2,000円を科します。）※喫煙指定場所での喫煙は可

■花火禁止区域（潮芦屋ビーチ周辺）での花火

■芦屋川流域と芦屋キャナルパーク南北護岸でのバーベキュー等
「バーベキュー等」とは、火気を使って食品を調理する行為すべてを指します。コンロだけでなく、発熱する機器（ホットプレートなどの電熱調理器具・電磁調理器等）を使っての調理もおやめください。また、お弁当などを飲食された後のごみは必ずお持ち帰りください。

■芦屋キャナルパーク水路において午後６時から翌朝午前８時までのプレジャーボート等の航行

今後も引き続き、マナーを守り、清潔・安全・快適なまち芦屋の実現に、ご協力をお願いします。

「芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の一部改正

■改正の概要

（１）行政回収（市の収集）および集団回収（自治会等の団体による自主的回収）により収集（回収）された再生資源が、持ち去りの禁止対象となります。
※「行政回収」については、市または市から収集および運搬の委託を受けた者以外の者は、再生資源を収集し、または運搬してはなりません。
※「集団回収」については、当該団体と収集・運搬の契約をし、かつ、市の登録を受けた業者以外の者は、再生資源を収集し、または運搬してはなりません。

（２）紙類（段ボール・雑誌・広告紙・新聞・飲料用紙容器<紙パック>・その他紙類）・缶・ビンおよびペットボトル が持ち去りの禁止対象となる再生資源です。

（３）市長は、条例に違反して再生資源を収集し、または運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう「命令」することができます。

（４）禁止命令を受けた後も、なお持ち去り行為を繰り返した者に対し、20万円以下の「罰金」を科すことができます。
また、禁止命令に違反した行為が、会社等の業務として行われた場合は、その会社等にも併せて同じ罰金刑を科すことができます。